

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 178

2020年2月号

2020年1月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「ユニクロは、いずれZARAを抜く」
- 03 「OAG Challenge Award」の取り組みをご報告します
- 04 令和2年度(2020年度)税制改正大綱(個人関係)
過剰な節税スキームに対する規制と社会的支援への対応
OAG税理士法人 資産トータルサービス部 部長 奥田周年
- 06 令和2年度(2020年度)税制改正大綱(法人関係)
Society5.0の実現に向けた成長基盤の構築を目指す
OAG税理士法人 法人税部 長田 令 前田雅司
- 08 今後のセミナー開催予定





ユニクロは、いずれZARAを抜く

OAGグループ代表
太田 孝昭

表題の言葉は、ある経営者と話をしていた時に、その経営者から出た言葉なんです。正しくは「ユニクロは、いずれZARAを抜く。何故なら、ユニクロは洗濯屋も物が違うと言っている」です。その時には、メモ帳に残しておく程度で深く考えることをしませんでした。後日メモを読み返してみると、とても大切な商売(ビジネス)の要の様な言葉だなと思ったんです。

我々は日頃から営業第一、顧客第一、そしてブルーオーシャン探し等々、如何に売り上げを増やすかに主眼を置いて話をします。何しろ会社の元気は売上・利益ですから、当然といえば当然のことです。しかし、お客様にとって最も大切なものは、買った製品や受けているサービスが良いかどうかです。ひらたくいうと、新規のお客様と既存のお客様とでは、違ったマインドが必要なんです。新規のお客様には、自社の製品・サービスの優位性をアピールしなければなりません。既存のお客様には、日々のサービスや製品をより良く改善して、その期待に応え続けなければなりません。どちらかという、後者には地道な努力が欠かせません。

人はそもそも不器用で、2つのことを頭に入れるのは苦手です。会社も同じです。売上第一主義・利益第一主義の欠点は、他のことがなおざりにされてしまう事態が起こる恐れがあることです。

繰り返しになりますが、会社が存続し続けるためには、新規のお客様が必須です。そのためのマーケティング・営業が必須です。一方、既存のお客様はひとえに現在受けているサービスないしは製品(商品)の満足度を求め続けます。我々経営者は、どうしても新規のお客様に目が行きがちです。この経営者の言葉は、それだけではいけないと、気付かせてくれました。

このユニクロの例でいえば、「洗濯屋さんがそう言った」は、品質の差が決定的だということの意味します。我々はサービス・製品を磨くと同時に、夢にもダメ落印を押されてはなりません。

一昔前は、優れた製品は世界を席捲しました。それが、優れているだけでは売れないと言われていきます。「まずはマーケティングだよ。マーケティング次第だよ」。でも、本当にそうでしょうか。やはり優れた製品・サービスは必ず会社を成長させてくれます。中小企業には多くの手段がある訳ではありません。自社製品・サービスの改善・磨くに重点を置くべきではないでしょうか。

「OAG Challenge Award」の取り組みをご報告します

「OAG Challenge Award 2019」は2019年4月号で創設をご紹介してスタートし、先月号では受賞チームをご紹介しました。今回は、その取り組み内容の一部をご報告します。OAGグループは創業30年を迎えた2018年に、新たにグループ全体のテーマとして「チャレンジ」を掲げました。今後も私達がお客様の新しいチャレンジをサポートするためには、たゆまぬチャレンジをし続け、お客様と共に成長していく必要があります。その実践の一つとしてチャレンジ制度を創設し、「プラスONE（顧客活動）」と「カイゼン（社内活動）」の2つの軸をテーマに、会社・部門の枠を越えて結成したチームで約半年間取り組みました。その成果を昨年12月に開催した「OAGミーティング」でプレゼンし、最優秀賞1チーム、優秀賞3チームを決定しました。

2020年も引き続き、「OAG Challenge Award 2020」を掲げてチャレンジして参りますので、ぜひ皆様の新しいチャレンジもご共有ください。



最優秀賞

- ▶ テーマ : 給与計算業務の効率化
- ▶ チーム名 : 給与計算自動化プロジェクト



チャレンジのきっかけ

お預かりした勤怠データを手入力したりコピー＆ペーストして取込データを作成していたが、単純ミスの撲滅と入力ミスに対するスタッフの不安を無くしたい

取り組み内容

給与計算業務のプロセスを標準化し、工数の洗い出しを通じて改善点を探り、単純作業かつ負荷の高い業務をRPA（ロボット）の活用により自動化した

効果

RPAによる自動処理で、基本的にダブルチェックが不要となり、担当者もロボットの作業をチェックすることが主となるため、ミスに対する不安が減少した

感想

RPAに初挑戦し、最初は不安でしたが、効果に驚きました。今回の成果（創出できた時間）はお客様サービスの向上や更なる品質向上へ効果的に使いたいです。



優秀賞

- ▶ テーマ : 新商材の開発と提案力（付加価値）の向上
- ▶ チーム名 : NB graspers



チャレンジのきっかけ

様々な専門家が集まっているOAGグループの強み・魅力を、しっかりとお客様にお届けできるように、OAGならではのサービスを開発して、お客様へご提供したい

取り組み内容

複数の専門家が集まり、新サービスの開発に取り組むと共に、誰もがお客様のニーズを確認できるようにするため、ヒアリングシートを作成した

効果

作成した新サービスをお客様にご案内させていただいたところ、興味を持っていただき、受注につながった

感想

OAGには様々な専門家が集まっていることが再認識でき、お客様のニーズに添う新サービスも開発できました。今後も新サービスの開発を継続していきたいです。



優秀賞

- ▶ テーマ : 製販分離プロセス定義による効率化
- ▶ チーム名 : OAG 税理士法人埼玉支店



チャレンジのきっかけ

お客様ごとにご要望を反映するために作業が属人化していたが、スタッフの急な休暇等が発生した場合の対応が難しく、誰もが対応できる体制を作りたい

取り組み内容

「製販分離」の考え方を基に業務プロセスの整理と各担当者のノウハウやルールの手順書化を行い、スタッフの誰もが入力作業等を担当できるように標準化した

効果

多くのお客様の会計業務を製販分離でき、作業が標準化されたことで、出勤しているスタッフがその日にやるべき仕事を遅滞なく進められる体制が出来た

感想

会計業務に「製販分離」の考え方が適するか不安でしたが、効果的な業務遂行体制が出来てきました。創出した時間をお客様サービスの向上に使いたいです。



優秀賞

- ▶ テーマ : 「相続税申告書作成マニュアル」の作成
- ▶ チーム名 : マキヨノトラノマキ



チャレンジのきっかけ

支店ごとに改定を続けてきた相続税申告書の作成マニュアルを一つにまとめ、ノウハウも組み入れた共有マニュアルを作成し、より高品質の申告書を作成したい

取り組み内容

チームメンバーのMさんが積み上げてきたメモを「虎の巻」と位置づけ、そのノウハウを基点としてマニュアルを更新し、初心者でも理解しやすい内容にした

効果

100ページに及ぶ「相続税申告書作成マニュアル」が完成し、マニュアルを基に迷いなく申告書が作成できるようになり、担当者からの質問が減少した

感想

ノウハウを集約した新たな相続税申告書作成マニュアルの効果が始めているので、今後も定期的な更新を続け、質の高い申告書の作成に取り組みたいです。

過剰な節税スキームに対する規制と社会的支援への対応

OAG税理士法人 資産トータルサービス部 部長 奥田周年

令和2年(2020年)の税制改正大綱が、令和元年(2019年)12月12日に公表されました。個人に対する税制では、国外財産に対する課税の強化、空地や所有者不明の土地に対する税制の対応、所得税の負担軽減と「老後2000万円」の生活資金の確保のための税制などが盛り込まれました。今号では、これらの改正内容について解説致します。

国外財産などに対する課税の強化

(1) 国外財産調書制度の見直し

12月31日現在で海外に5000万円超の財産を所有している場合は、その全ての財産の時価を記載した「国外財産調書」を課税当局に提出する必要があります。令和2年(2020年)以降は、国外財産調書に記載する財産の「取得」「運用」「処分」に関する書類を保管して、課税当局から提出の依頼を受けたときには60日以内に提出しなければならなくなりました。保管の対象になる書類は、預金などであれば入出金の取引記録、不動産であれば賃貸借契約書、売買契約書などです。

課税当局から指定された期限までに書類を提出できなければ、加算税の負担が重くなります。

(2) 国外居住親族の扶養控除の見直し

「合計所得金額が38万円以下の16歳以上の生計を一にする親族」がいる方は、38万円を扶養控除として所得から差し引くことができます。その場合、親族の日本国内の所得だけで判定するため、親族が国外に居住して国外で一定以上の所得を稼いでいても扶養控除の対象になるという問題が指摘されていました。そこで、令和5年(2023年)以後は年齢要件を加えて、「16歳以上29歳以下、70歳以上の親族」に限定することになりました。尚、30歳以上69歳以下の人でも、下記の場合には扶養控除の対象になります。

- ① 留学ビザのコピーを提出した人
- ② 障害者控除を受けている人
- ③ 送金関係書類で、38万円以上の送金を確認できる人

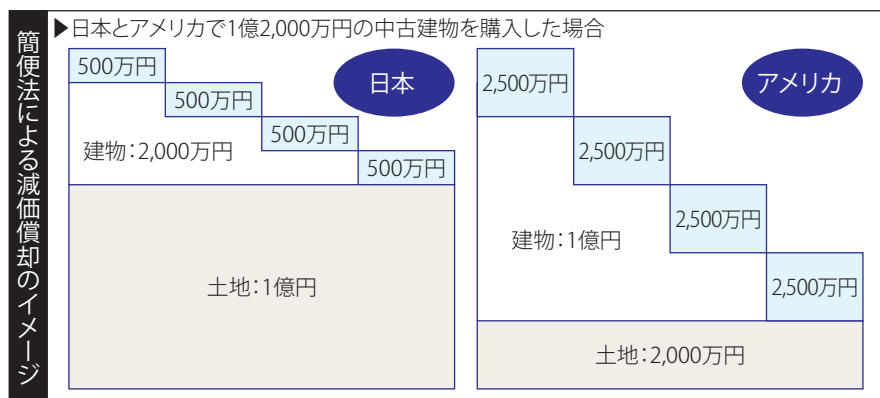
(3) 海外中古建物の節税スキームの封じ込み

中古の減価償却資産に対しては、「簡便法」で計算した短い耐用年数が適用されます。例えば、木造建物の耐用年数は通常22年ですが、この耐用年数を経過すると「簡便法」で計算して、4年で減価償却が可能になります。

中古の不動産投資物件の場合、日本では投資額のほとんどを土地価格が占め、海外ではほとんどが建物価格になることから、海外での中古不動産投資で節税を図るスキームが数多く見られました。具体的には、海外中古建物に簡便法による短い耐用年数の適用を受けて減価償却費を経費に計上し、不動産所得を赤字化した上で他の所得と損益通算して節税を図るものです。

しかし、令和3年(2021年)からは、海外中古建物の減価償却費は、海外不動産所得の損失額とはみなさないことになりました。ただ

し、この建物を売却した場合には、譲渡収入から差し引く取得費に損失とはみなされなかった償却費も加えて控除できます。



規制の考え方

| 不動産所得の計算 | 金額 |
|--------------|----------|
| 海外中古不動産収入 | 1,000万円 |
| 海外中古不動産経費 | -500万円 |
| 海外中古不動産減価償却費 | -2,000万円 |
| 海外中古不動産所得 | -1,500万円 |

▶ 給与所得等と通算不可
▶ 譲渡所得の計算では取得費に加算

空地や相続登記がされていない土地等に対する対応

(1) 空地(低未利用地)の売却促進税制

全国で増加している空地を売却しやすくして、土地の有効活用を促すため、「譲渡収入が500万円以下」で「売却年の1月1日で所有期間が5年を超えている」土地を対象に、売却益から最大100万円を控除して所得税の負担を軽減する特例が設けられました。この特例を受けるためには、以下の条件があります。

- ① 都市計画区域内の土地であること
- ② 売主の配偶者など特殊な関係のある者への売却ではないこと
- ③ 令和4年(2022年)12月31日までの売却であること

(2)所有者不明の土地や家屋に対する固定資産税の課税

登記簿等に所有者として記載されている個人が死亡している場合、相続登記が完了するまでの間、土地や家屋を現に所有している人(相続人等)は、固定資産税の課税に必要な事項を申告しなければならなくなりました。また、土地家屋を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が分からない場合には、その使用者が固定資産税を納税することになります。

減税がクローズアップされた所得税の改正

(1)未婚のひとり親に対する税制優遇

未婚のひとり親が、次の要件を満たす場合には、令和2年(2020年)以降、35万円を所得から控除できるようになりました。

- ① 総所得金額などが48万円以下の生計を一にする子がいること
- ② 本人の合計所得金額が500万円以下であること
- ③ 住民票に未届の配偶者の記載がないこと

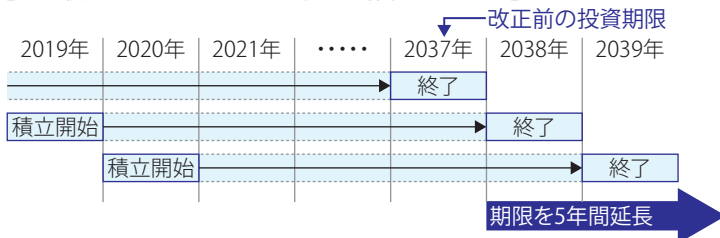
(2)老後を見据えた長期資産形成を促進する「NISA」制度の変更

現行の「一般NISA」は「年間120万円×5年間=600万円」の運用益が非課税になる制度で、投資期限は令和5年(2023年)でした。

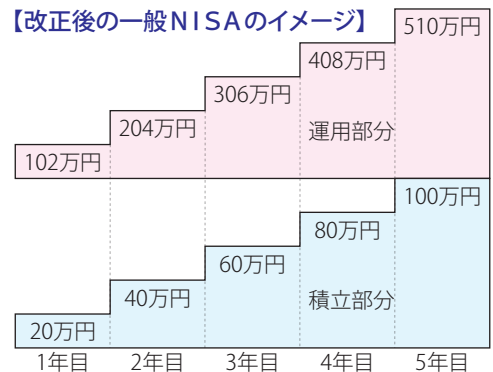
新たな「一般NISA」は投資期限を令和10年(2028年)まで延長して、更にリスクの低い金融商品を対象とした積立部分(特定累積投資勘定)と現在のNISAと同様の商品を対象とした運用部分(特定非課税管理勘定)の2段階になり、積立部分に投資をした人だけが運用部分へ投資できます。投資限度額は、積立部分は年間20万円、運用部分は年間102万円で、投資総額は5年分の610万円になります。

また、つみたてNISAは令和24年(2042年)まで投資期限が延長されました。

【改正後のつみたてNISAの投資期間のイメージ】



【改正後の一般NISAのイメージ】



金地金の売買による消費税還付スキームの制限

居住用賃貸建物から得られる家賃収入は非課税売上のため、建物購入時に支払った消費税の還付(仕入税額控除)は受けられません。しかし、購入した建物の家賃収入が発生する前に金地金取引を行って消費税の課税売上を計上し、建物購入時の消費税を仕入税額控除の対象に含めて還付を受けていました(翌期以降、課税売上の割合が50%以下になると還付された消費税の返還を求められるため、家賃収入と同額以上の金地金の売買を続ける必要があります)。

このスキームを防ぐため、令和2年(2020年)の税制改正では居住用賃貸建物の取得時の仕入税額控除を認めず、消費税の還付を受けられなくなりました。尚、事務所や店舗など明らかに住宅の貸し付けではない部分については、今までと同様に消費税の還付を受けられます。

【金地金の売買による消費税還付スキームの例】

参考:自民党税制調査会小委員会提出資料

| | 第1期 | 第2期 | 第3期 |
|-----|--|---|---|
| 改正前 | 建物取得(課税仕入) 家賃収入 0万円(非課税売上) 控除不可 | 建物取得(課税仕入) 家賃収入 500万円(非課税売上) | (課税売上割合の変動に応じた仕入控除税額の調整) 建物取得(課税仕入) 家賃収入 500万円(非課税売上) 控除額の調整 |
| | 課税売上が存在しないため、仕入税額控除ができない 金売買を繰り返すこと等により課税売上割合を高くして、建物の消費税相当額を還付 | 金売却収入 5000万円(課税売上) (還付スキーム) 消費税還付 | 金売却収入 5000万円(課税売上) |
| 改正後 | 建物の用途に応じて控除 居住用賃貸建物については、取得時の仕入税額控除を制限 控除不可 | 建物取得(課税仕入) 家賃収入 0万円(非課税売上) | (建物の用途に応じた仕入控除税額の調整) 建物取得(課税仕入) 家賃収入 500万円(非課税売上) 控除額の調整 |
| | 課税売上割合が著しく変化しないよう調整された結果、控除額の調整も働かない | 金売却収入 5000万円(課税売上) | 課税売上割合が著しく変化しないよう調整された結果、控除額の調整も働かない |

《税制改正への万全な対応はOAG税理士法人にお任せください》

OAG税理士法人は、常に最新の税制に基づいて、皆さまの最適な税務の実現と納税をサポートしています。税金についてのお悩みや疑問は、お気軽に弊社担当者までお尋ねください。

お問い合わせ先

OAG税理士法人 資産トータルサービス部

☎ 03-3237-7540

Society5.0の実現に向けた成長基盤の構築を目指す

OAG税理士法人 法人税部 長田 令 前田雅司

令和2年度(2020年度)の税制改正大綱には、グループ通算制度の創設や企業の内部資金並びに技術の有効活用の観点からオープンイノベーションに係る措置や5G通信用認定設備を取得した場合の税制創設が盛り込まれました。本稿では改正内容を抜粋して、概略を説明致します。今後、通常国会で変更になる可能性もありますので、ご注意ください。

1 連結納税制度からグループ通算制度への移行

事務負担の軽減等を目指し、令和4年(2022年)4月1日以後に開始する事業年度から、グループ内で損益通算ができる基本的な枠組みを維持しながら、親法人与子法人が、各社で申告・納税するグループ通算制度に移行します。



| グループ通算制度への移行前後の比較 | | |
|-------------------|---|--|
| 内容 | 連結納税制度(移行前) | グループ通算制度(移行後) |
| 申告・納税の主体 | 親法人 | 各法人 |
| 事業年度 | 親法人事業年度 | 親法人事業年度 |
| 電子申告 | 任意(親法人の資本金の額等が1億円超の場合は令和2年(2020年)4月1日以後に開始する事業年度から強制) | 強制 |
| 所得計算 | 各法人および連結納税グループ全体での調整、配分を行う | 欠損法人の欠損金額の合計額を所得法人の所得金額の比で配分し、所得法人において損金算入する この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入する |
| 法人税率 | 親法人が中小法人に該当する場合は連結納税グループ全体で軽減税率適用 | 通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合は通算グループ内の全ての法人で標準税率適用 |

① 時価評価課税や繰越欠損金切捨て対象となる法人の範囲の縮小

グループ通算制度の適用開始時または通算グループへの加入時の時価評価課税および繰越欠損金の切捨ての適用については、次の「時価評価課税および繰越欠損金の切り捨て対象外となる類型」の(3)に該当する法人が適用対象外法人として新たに加わります。

| 時価評価課税および繰越欠損金の切り捨て対象外となる類型 | |
|--|--|
| 既存 | (1)適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人 |
| 既存 | (2)100%グループ内の新設法人 |
| 新規 | (3)完全支配関係継続要件、事業継続要件等の適格組織再編と同様の要件を満たして加入する法人 [※] |
| ※50%超の支配関係が5年超の法人または共同事業を行う法人に該当しない場合、繰越欠損金や資産の含み損について制限あり | |

② 単体納税制度の見直し

グループ通算制度への移行で見直される主な単体納税制度は、下記の「単体納税制度の見直し前後の比較」の通りです。この移行は、グループ通算制度を適用しない法人にも影響しますので、注意が必要です。

| 単体納税制度の見直し前後の比較 | | |
|-----------------|---|--|
| 単体納税制度 | 現行 | 見直し後 |
| 受取配当等の益金不算入制度 | 関連法人株式等または非支配目的株式等に該当するか否かの判定 法人が支払う負債利子×期末関連法人株式等の帳簿価額合計額/貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額 | 連結グループ内の法人全体の保有株式数等により行う 100%グループ内の法人全体の保有株式数等により行う 関連法人株式等に係る配当額等の額の10分の4相当額(その事業年度に支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限とする) |
| 寄附金の損金不算入制度 | 損金算入限度額の計算基礎として資本金等の額を用いる | 損金算入限度額の計算基礎として資本金の額および資本準備金の額の合計額を用いる |
| 貸倒引当金 | 連結グループ内の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する | 100%グループ内の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外する |

2 オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出する法人で、特定事業活動を行うものが、令和2年(2020年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日までに取得した特定株式(経済産業大臣の証明があるもの)を、取得した日を含む事業年度末まで保有し、かつ取得価額の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理したときは、その経理した金額(その事業年度の所得金額が上限)を損金の額に算入することができます。

上記特別勘定の金額は、特定株式の取得から5年以内に当該株式を譲渡した場合や配当を受けた場合等には、その事由に応じた金額を取り崩して益金の額に算入することとなります。

ポイント

- ▶ 設立後10年未満の内国法人(既に事業を開始しているものに限る)の資本金増加を伴う払込みにより交付されるものであること。
- ▶ 払込金額が1億円(中小企業者が行う払込みの場合は1,000万円)以上であること。ただし、対象となる払込み額に上限を設ける見直し。

3 5G(第5世代移動通信システム)導入促進に係る税制の創設

「特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律」(仮称)の制定を前提に、青色申告書を提出する一定の法人が同法の施行日から令和4年(2022年)3月31日までに一定の対象設備を取得して国内の事業の用に供した場合等には、その取得価額について30%の特別償却と15%の税額控除(当期法人税額の20%相当額が上限)との選択適用ができます。

4 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避スキームへの対応

これまで国際的な租税回避や脱税に対して「BEPSプロジェクト」の合意事項等を踏まえた対応が行われてきましたが、令和2年度(2020年度)の改正では、子会社株式の譲渡等により譲渡損失を創出させる租税回避について、見直しが行われました。

5 大企業の税額控除制度の適用制限措置の要件の見直し

研究開発税制などの租税特別措置の適用を停止する措置の設備投資要件について、下表の見直しが行われます。

| 大企業の税額控除制度の適用制限措置の要件見直し前後の比較 | | |
|------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 税制 | 現行 | 見直し後 |
| 研究開発税制 | 国内設備投資額 > 当期減価償却費 × 10% | 国内設備投資額 > 当期減価償却費 × 30% |
| 賃上げ税制 | 国内設備投資額 ≥ 当期減価償却費 × 90% | 国内設備投資額 ≥ 当期減価償却費 × 95% |

6 交際費等の損金不算入制度の見直し

次の見直しを行い、適用期限が2年延長されます。

- ① 資本金の額等が100億円超の法人について、接待飲食費の特例の対象法人から除外
- ② 中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長

7 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し

次の見直しを行い、適用期限が2年延長されます。

- ① 対象法人から連結法人を除外
- ② 対象法人の要件のうち、常時使用する従業員数の要件を500人以下(現行:1,000人以下)へ引き下げ

8 電子帳簿等保存制度における電磁的記録の保存方法の範囲の見直し

令和2年(2020年)10月1日から、電子帳簿等保存制度における電磁的記録の保存方法の範囲に次の方法が加わります。

- ① 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法
- ② 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム(訂正または削除を行うことができないシステムを含む)において、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法

9 消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限を延長する特例が適用される法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、消費税の確定申告書の提出期限が1カ月延長されます。

この改正は、令和3年(2021年)3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。

《成長戦略をサポートする税務は、OAG 税理士法人にお任せください》

OAG 税理士法人には、税制改正を成長戦略に活かすノウハウがあります。短期の計画から長期の戦略まで、会計の力で強力にサポート致します。

お問い合わせ先

OAG 税理士法人 法人税部

☎ 03-3237-7530

《今後のセミナー開催予定》

| 開催日 | 名称 | 会場 |
|-----|-----------------------------|----|
| | ただ今準備中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。 | |

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



八甲田山



城ヶ倉大橋



瞰湖台

Photo by Yasuyoshi Wada

昨年10月末に八甲田山、十和田湖そして津軽地方を巡りました。52年程前の高校生の時以来の訪問です。十和田湖畔の乙女の像など古いアルバムにあるセピア色の数枚の写真以外はほとんど記憶に残っていませんが、紅葉真っ盛りの季節を選んでの旅でした。また、OAGには津軽地方の弘前・黒石・五所川原を故郷に持つ税理士がいましたので、何となく彼らが生まれ育った街がどんな風景なのかという興味もありました。昔は上野発の夜行列車に乗って行きましたが、今は飛行機で1時間20分で着きます。空港から車で八甲田山麓へ。坂道を登って行くと徐々に赤や黄色に色づく葉が多くなり、ひらひらと舞い散る紅葉の中のドライブを楽しめました。八甲田山ではロープウェイの山頂公園駅周辺の湿原をゆっくり歩くつもりでしたが、残念ながら日本海から吹く強風の為にロープウェイが運航中止になり、湿原には30分ほどしか留まれませんでした。ロープウェイからの眺めは岩木山、津軽半島、下北半島、陸奥湾、青森市街が一望でき、素晴らしいパノラマでした。八甲田山を下った後、酸ヶ湯温泉、紅葉で有名な城ヶ倉大橋、奥入瀬溪流を抜けて、十和田湖に着きました。湖と紅葉のコラボが素晴らしい発荷峠展望台、瞰湖台(かんこだい)、滝ノ沢展望台そして乙女の像や十和田神社がある休屋と巡り、スタンプラリーならぬ紅葉ラリーの一日目を堪能しました。

<編集後記>

予報通りの暖冬で、スキー場の営業休止や、かき氷で人気の日光の天然氷が不作になるなど、経済への影響は少なくありません。しかし、毎年豪雪に悩まされている方々の負担が減るのは喜ばしいことですから、複雑な気持ちです。私の幼少期は都心でもよく霜が降りて、祖母の家の芝生を踏んでサクサクっという音を楽しんだり(霜が降りた芝生を踏むのは良くないと知ったのは大人になってからでした…)、氷が張った水の中でメダカが窒息しないようにと、指で氷をつついて割ったりしながら遊んでいました。先日姪っ子に霜や氷の話をしていると、「なんで?」「どうして?」と次々に科学的な質問が飛んできて何度も答えに窮しました。悪戦苦闘しながら、「疑問に思うこと」を忘れたり、うやむやにする社会人になってはいけないと、4歳児に学ぶ今日この頃です。(や)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマツホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報